

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 防衛省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）	
要望項目名	重要影響事態法等に基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の恒久化	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>自衛隊は、自らが使用する船舶の動力源に用いる軽油を調達する際には、地方税法附則第12条の2の7第1項第1号に基づき、令和3年3月31日までの間、課税免除の特例措置を受けているが、当該特例措置の下で調達した軽油（以下「免税軽油」という。）を第三者に譲渡する場合には、同法第144条の3第1項第3号に基づき、軽油引取税が課税（みなす課税）されるとともに、同条第3項に基づき、当該譲渡に先立って都道府県知事の承認を得ることとされている。</p> <p>これに対し、平成28年3月の平和安全法制の施行により、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号。以下「重要影響事態法」という。）、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号。以下「米軍等行動関連措置法」という。）、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号。以下「国際平和支援法」という。）及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号。以下「船舶検査活動法」という。）に基づき、自衛隊による後方支援活動等の場面及び対象国が拡大した。</p> <p>当該法律に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊等に提供する場合には、平成29年度から、地方税法附則第12条の2の7第5項に基づき、令和3年3月31日までの間、課税免除の特例措置（譲渡に先立って得る都道府県知事の承認の免除を含む。以下同じ）を受けているところであるが、重要影響事態法等に基づく後方支援活動等は、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応をするという平和安全法制の趣旨に基づく恒久的な措置であり、その円滑な実施を確保するためには、地方税法上の課税免除の特例措置を恒久的に受けることが必要不可欠である。</p> <p>このため、地方税法附則第12条の2の7第5項において、「令和3年3月31日まで」とされている適用期限を廃し、地方税法本則における当該特例措置の恒久化を要望するものである。</p> <p>なお、重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保有する免税軽油を外国軍隊等に提供した場合における課税免除の特例措置については、その前提となる自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置と連動して期限付きであったが、今般、自衛隊が使用する船舶の動力源に係る軽油の免税措置については恒久化が要望されている。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊が保有する免税軽油を提供する場合の課税免除の特例措置の恒久化</p>	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第144条の3、地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、地方税法施行規則附則第4条の7 </div>	
減収見込額	[[初年度] — [平年度] — [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 ①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出すること、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止すること、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化すること。 これらの目的の実現に資するため、緊急に発生するニーズに応じ、諸外国の軍隊等に対し、追加的な財政負担や都道府県知事の事前承認を要することなく、現場で必要となる軽油を迅速かつ円滑に融通することを可能とし、運用の柔軟性と活動の効率性を確保すること。	
	ページ	2—1

(2) 施策の必要性

下記閣議決定文書にも記載されているように、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国及び国際社会の平和と安全に資する後方支援活動等において運用の柔軟性を確保しつつ効率的な活動を行う必要がある。

○ 国家安全保障戦略（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄）

「(Ⅱ 国家安全保障の基本理念) 現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや、我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。(中略) 第1の目標は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化することである。第2の目標は、日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実地的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することである。第3の目標は、不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築することである。」

○ 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）（抄）

「(Ⅲ 我が国の防衛の基本方針) 防衛の目標として、まず、平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する。また、我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する。さらに、万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化する。これらの防衛の目標を確実に達成するため、その手段である我が国自身の防衛体制、日米同盟及び安全保障協力をそれぞれ強化していく。」

「(Ⅲ 我が国の防衛の基本方針 1 我が国自身の防衛体制の強化 (1) 総合的な防衛体制の構築) 有事やグレーゾーンの事態等の各種事態に対しては、文民統制の下、これまでも態勢の強化に努めてきたが、今後、政治がより強力なリーダーシップを発揮し、迅速かつ的確に意思決定を行うことにより、政府一体となってシームレスに対応する必要があり、これを補佐する態勢も充実させる。」

「(Ⅲ 我が国の防衛の基本方針 1 我が国自身の防衛体制の強化 (2) 我が国の防衛力の強化 ア 防衛力の意義・必要性) 防衛力は、平時から有事までのあらゆる段階で、日米同盟における我が国自身の役割を主体的に果たすために不可欠のものであり、我が国の安全保障を確保するために防衛力を強化することは、日米同盟を強化することにほかならない。また、防衛力は、諸外国との安全保障協力における我が国の取組を推進するためにも不可欠のものである。このように、防衛力は、これまでに直面したことの無い安全保障環境の現実の下で、我が国が独立国家として存立を全うするための最も重要な力であり、主体的・自主的に強化していかなければならない。」

「(Ⅲ 我が国の防衛の基本方針 1 我が国自身の防衛体制の強化 (3) 防衛力が果たすべき役割 ア 平時からグレーゾーンの事態への対応) 弾道ミサイル等の飛来に対しては、常時持続的に我が国を防護し、万が一被害が発生した場合にはこれを局限する。」

「(Ⅲ 我が国の防衛の基本方針 1 我が国自身の防衛体制の強化 (3) 防衛力が果たすべき役割 イ 島嶼部を含む我が国に対する攻撃への対応) 島嶼部を含む我が国への攻撃に対しては、必要な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢・航空優勢を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。海上優勢・航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する。万が一占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回する。ミサイル、航空機等の経空攻撃に対しては、最適の手段により、機動的かつ持続的に対応するとともに、被害を局限し、自衛隊の各種能力及び能力発揮の基盤を維持する。ゲリラ・特殊部隊による攻撃に対しては、原子力発電所等の重要施設の防護並びに侵入した部隊の捜索及び撃破を行う。」

<p>要望理由</p>	<p>「(Ⅲ 我が国の防衛の基本方針 3 安全保障協力の強化) 自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。その一環として、防衛力を積極的に活用し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等を含む防衛協力・交流に取り組む。また、グローバルな安全保障上の課題への対応にも貢献する。こうした取組の実施に当たっては、外交政策との調整を十分に図るとともに、日米同盟を基軸として、普遍的価値や安全保障上の利益を共有する国々との緊密な連携を図る。」</p> <p>○ 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について（平成26年7月1日 国家安全保障会議及び閣議決定）（抄）</p> <p>「我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。」</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第154号。31. 3. 29)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標:①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化</p> <p>政策分野:我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)</p> <p>安全保障協力の強化(安全保障協力の強化)</p> <p>施策:従来の領域における能力の強化 持続性・強靱性の強化 国際平和協力活動等</p>
	政策の達成目標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に提供する免税軽油については、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応をするという平和安全法制の趣旨に鑑み、軽油引取税(みなす課税)を課すことは適当ではなく、課税負担や都道府県知事の事前承認に係る調整なく迅速に軽油を提供することにより、諸外国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。</p> <p>(※軽油提供ニーズはアドホックに発生するものであり、定量的な測定指標[軽油提供回数や提供量]を設定することは困難である。)</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	船舶の動力源の軽油引取税の課税免除の特例措置と連動(恒久化)
	同上の期間中の達成目標	ニーズが発生した場合に、課税負担なく速やかに軽油を提供すること
	政策目標の達成状況	本租税特別措置により、重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対し、追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整なく軽油を提供することができ、諸外国との安全保障協力の推進に資することとなるとともに、円滑なオペレーションの実施に寄与し、ひいては安全保障環境の改善につながる。
有効性	要望の措置の適用見込み	重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等における軽油の提供は、オペレーション上のアドホックなニーズに基づくため、将来の適用数の推計は困難である。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本租税特別措置により、重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対する軽油の提供を追加的財政負担の懸念や提供に先立つ都道府県との調整による時間の消費なく実施できることとなり、より一層の活動の効率性の向上や、諸外国との安全保障協力の進展に資する。</p> <p>仮に、租税特別措置が実施されない場合、重要影響事態法等に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対する緊急時の迅速な軽油の提供に支障が生じ、円滑なオペレーションの実施が阻害され、諸外国との安全保障協力が後退するおそれがある。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>日豪ACSAに基づき豪軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成27年度税制改正大綱)</p> <p>日英ACSAに基づき英軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成29年度税制改正大綱)</p> <p>日仏ACSAに基づき仏軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成31年度税制改正大綱)</p> <p>日加ACSAに基づき加軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(平成31年度税制改正大綱)</p> <p>日印ACSA(仮称)の締結を前提に、同ACSAに基づき印軍の船舶の動力源に供するため提供される免税軽油について、軽油引取税のみならず課税を適用しないこととされている。(令和2年度税制改正大綱)</p>

相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	<p>重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対する軽油の提供を円滑化することで得られる安全保障上の利益は、全自治体、全住民に及ぶものであり、租税特別措置等によって措置することが妥当である。</p> <p>また、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献し、切れ目のない対応するという平和安全法制の趣旨に鑑みれば、重要影響事態法等に基づく後方支援活動等において、自衛隊から外国軍隊等に対して提供される免税軽油につき、軽油引取税（みなす課税）及び都道府県知事の事前承認を免除することには妥当性がある。</p> <p>加えて、重要影響事態法等に基づく後方支援活動等における軽油提供のニーズはアドホックに発生するため、あらかじめその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税の税額分をあらかじめ予算措置により確保することも困難であり、税制上措置することが妥当である。</p>
税負担軽減措置等の適用実績	なし	
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、諸外国の軍隊等に対して税負担なく迅速に軽油を融通することで、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすることや、他国との安全保障協力を推進し、安全保障環境の改善につながり、その効果は大きく、軽油引取税の減収額を上回る政策上の利益を得ることができる。</p> <p>また、この効果は、全自治体・全住民に裨益する。</p>	
前回要望時の達成目標	<p>重要影響事態法、米軍等行動関連措置法、国際平和支援法及び船舶検査活動法に基づく後方支援活動等において、諸外国の軍隊等に提供する免税軽油について、追加的財政負担なく融通することを可能とし、運用の柔軟性を確保し、効率的な活動を行うことにより、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うし、又は、他国との安全保障協力を推進し、安全保障環境の改善を図る。</p>	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	適用対象となる事態の発生実績なし	
これまでの要望経緯	平成29年度創設 平成30年度延長	